

都市再生整備計画 事後評価シート
みらさか地区

平成24年2月

広島県三次市

様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	広島県		市町村名	三次市		地区名	みらさか地区			面積	11ha	
交付期間	平成19年度～平成23年度		事後評価実施時期	平成23年度		交付対象事業費	251百万円	国費率	0.4			
1) 事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業		基幹事業	道路(区画道路、歩行者専用道路)、高質空間形成施設(歩行者専用道路)								
			提案事業	地域創造支援事業(宅地整地、下水道整備)、事業活用調査(事業評価アンケート)								
	当初計画から削除した事業		基幹事業	公園(1号街区公園、2号街区公園)、地域生活基盤施設(広場)				事業計画の見直しにより削除		街区公園及び広場の削除に伴い、課題等における記述を削除		
			提案事業	地域創造支援事業(店舗等外観整備、まちづくり方策の検討)、事業活用調査(モニタリング)、まちづくり活動推進事業(コミュニティ組織活動支援)				事業計画の見直しにより削除		店舗等外観整備やまちづくり方策の検討を削除したため、「目標2:地域を支える商店街の再形成を図る」の小目標を削除		
	新たに追加した事業		基幹事業	なし								
			提案事業	事業活用調査(事業効果分析調査)				今後のまちづくりに活かすための分析業務として追加		影響なし		
交付期間の変更		当初	平成19年度～23年度		交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響		影響なし					
		変更	なし									
2) 都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		単位	従前値	目標値		数値		目標	1年以内の	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ 予定時期
				基準年度	目標年度		モニタリング	評価値	達成度	達成見込み		
	指標1	公道非接道土地の解消	%	68	H18	0	H23	0	○	あり	・区画道路の整備と関連事業の土地区画整理事業の実施によって、非接道土地はすべて解消しており、目標は達成したが、事業の実施によって改善できる指標であるため、事業効果を確認できるその他の指標設定を行う。	
	指標2	生活拠点としての満足度	%	52	H18	54	H23	53	△	あり	・関連事業である土地区画整理事業が事業途中であるが、事業計画の見直しによる土地の使用収益が開始していないため、区内居住者にとっては事業効果を満足できる状況になかったことで、従前値は上回ったものの目標値の達成には至っていない。しかし、「満足する」と答えた方の割合(従前値11%→確定値20%)は増えている。 ・都市基盤整備が概ね進んでいるため、目標である生活拠点の形成は進んでいるが、当指標の1年以内の達成見込みは非常に難しい状況にある。 ・アンケート調査は、土地区画整理事業が完了してからの実施が好ましいが、第2期計画の指標として使用する予定であり、事業の効果が現れると予測される平成26年8月頃にアンケート調査を行う。	平成26年8月
3) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		単位	従前値	目標値		数値		目標	1年以内の	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ 予定時期
				基準年度	目標年度		モニタリング	評価値	達成度※1	達成見込み		
	その他の数値指標1	地区内公共施設利用者の増加	人/年	2,249	H18							・地区内の農村ふるさとセンターでは、近接する小学校からのアクセス性及び周辺環境が向上したことで、放課後児童クラブや子育て支援等の事業が開催されるようになり、利用者の大幅な増加が見られ、周辺地域の生活拠点に相応しい施設利用が見られた。 ・整備が進んだことにより、生活拠点としての地域住民の意識の変化や、交流機会の増加が施設利用の増加に繋がった。
その他の数値指標2	公共施設へのアクセス性向上	-	43分9秒	-							・区画道路の整備によって、現存する3つの建物から地区内及び周辺に立地する3つの主要な公共施設(支所、農村ふるさとセンター、小学校)までの歩行時間が短縮され、地区内の生活利便性が向上したことが確認できた。	
4) 定性的な効果発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備が進んだことで、地域住民のまちづくり活動に対する意識が高まった。また、道路の整備を行ったことで、子どもたちが安心・安全な道路を通って小学校へ行くことができるようになった。 ・地区内の公共施設の交流人口が増加し、まちづくり等への参加機会が増えた。 											
5) 実施過程の評価	実施内容			実施状況				今後の対応方針等				
	モニタリング	設定している指標は、関連事業として進めている土地区画整理事業の進捗に大きく関っており、地元協議会対応との関係で、事業進捗は常時確認している状況にあった。		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ・土地区画整理事業は、今後も継続して実施することとなるため、事業完了までの期間は事業推進と合わせて事業効果の確認を行っていく。				
	住民参加プロセス	景観条例の景観重点区域に設定するための住民参加による会合の開催		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ・景観条例が平成19年3月に制定されており、景観に関する検討は終了したが、現在は事業実現に向けた検討を集行的に行っている。				
	持続的なまちづくり体制の構築	地区内土地権者で組織する土地区画整理事業推進協議会との会合の開催		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ・事業実施のために組織化された協議会であるため、事業を契機に権利者間の結束が強まっており、事業完了に止まらず、今後の継続的な組織の維持に努める。				
	全地権者が参加している地元協議会組織の開催		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ・土地区画整理事業推進協議会は、事業推進に向けて常時開催しており、事業完了までは継続的に開催し、完了後はまちづくりの観点において検討会議を開催する。					

様式2-2 地区の概要

